

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

## 第1層協議体設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な主体間の定期的な情報共有、連携の強化及び協働による資源開発等を推進するとともに、市長へ提言することを目的として、「対馬市社会福祉協議会第1層協議体」(以下「第1層協議体」という)を設置する。

(協議事項等)

第2条 第1層協議体は、次に掲げる事項について協議・活動するとともに、生活支援コーディネーターの活動を支援する。

- (1) 地域ニーズの把握と既存資源の見える化に関する事。
- (2) 多様な関係主体間のネットワーク化・連携・協働の体制づくりに関する事。
- (3) 生活支援の担い手養成やサービスの開発に関する事。
- (4) ニーズとサービスのマッチングに関する事。
- (5) 多様な主体への事業協力依頼などの働きかけに関する事。
- (6) 生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けた市長への提言に関する事。
- (7) その他生活支援体制の充実、強化に関する事。

(組織)

第3条 第1層協議体の委員は、各圏域の次に掲げるものから必要人数選出し、対馬市社会福祉協議会(以下「本会」という)会長が委嘱する。

- (1) 第2層協議体委員
- (2) 生活支援サービス提供主体
- (3) 自主介護予防グループ
- (4) NPO法人
- (5) ボランティア団体
- (6) 福祉関係団体
- (7) その他、本会会長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 第1層協議体に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 第1層協議体の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 第1層協議体の会議に、専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 第1層協議体の事務局は、本会本所に置き、第1層生活支援コーディネーターが運営を行う。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償の額及び支給の方法は、本会の役員等の報酬及び費用弁償に関する規定並びに役職員等旅費支給規程に準じて費用弁償を支給する。

(守秘義務)

第10条 第1層協議体の委員及び会議の出席を求められた者は、職務上または会議を通じて知り得た秘密や特定の個人に関する情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、第1層協議体の運営に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

2 この要綱は、令和2年4月1日より改正実施する。

(会議の特例)

第1層協議体会議の最初の会議は、第6条1項の規定にかかわらず、本会会長が招集する。